

令和 6 年 7 月 22 日付、令和 7 年 7 月 22 日付及び令和 8 年 7 月 21 日付地方税法施行
規則様式改正への対応について

【令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告分】

(法人事業税・特別法人事業税・法人都民税)

令和 6 年 7 月 22 日、令和 7 年 7 月 22 日及び令和 8 年 7 月 21 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

東京都が現在公開している様式は令和 7 年 4 月 1 日施行分（令和 6 年総務省令第 72 号）並びに令和 7 年 7 月 22 日及び令和 7 年 8 月 4 日施行分（令和 7 年総務省令第 67 号）を反映していますが、令和 8 年 4 月 1 日施行分（令和 6 年総務省令第 73 号・令和 7 年総務省令第 67 号）及び令和 8 年 7 月 21 日施行分（令和 8 年総務省令第 89 号）は反映されていません。

東京都では、現在、様式の改正作業を行っていますが、改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支えありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式（上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。）を使用して申告してください。

1 100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人が申告を行う場合

（外形標準課税の対象見直しについては[こちら](#)をご覧ください。）

- ・ 第 6 号様式
- ・ 第 6 号様式（その 2）
- ・ 第 6 号様式（その 3）
- ・ 第 6 号の 3 様式
- ・ 第 6 号の 3 様式（その 2）
- ・ 第 6 号の 3 様式（その 3）
- ・ 第 6 号様式別表 4 の 4（当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人に関する明細書）

2 上記 1 に該当する法人が負担軽減措置控除の適用を受ける場合

- ・ 第 6 号様式別表 5 の 7（令和 6 年改正法附則第 8 条第 2 項の控除額に関する計算書）

3 上記 2 に該当する法人のうち、小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人

- ・ 第 6 号様式別表 5 の 8（比較法人事業税額を計算する場合の欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書）

4 控除対象所得税額等相当額の控除又は外国税額控除を行う場合

- ・ 第 7 号の 2 様式
- ・ 第 7 号の 2 様式別表 1
- ・ 第 7 号様式

- 5 電気供給業又はガス供給業を行う法人が法附則第 9 条第 7 項、第 9 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項又は第 26 項の規定による控除を受ける場合
 - ・ 第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）
- 6 生命保険業を行う法人（生命保険会社又は外国生命保険会社等）が法附則第 9 条第 8 項の規定による控除を受ける場合
 - ・ 第 6 号様式別表 7（収入金額に関する計算書）
- 7 法附則第 9 条第 3 項から第 6 項まで及び第 17 項並びに法附則第 9 条第 23 項若しくは第 25 項又は令和 8 年改正法附則第 6 条第 2 項の規定による控除を受ける場合
 - ・ 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3（資本金等の額に関する計算書）

※
処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎となる
法人税の令和 年 月 日の修正・更正・決定による。

申告年月日
年 月 日

所在地
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

(ふりがな)

法人名

(ふりがな)代表者氏名

期末現在の資本金の額(解散日現在の額)

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)

法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額

(ふりがな)経理責任者氏名

事業種目

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の額

資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書※

(事業税)

摘要

課税標準

税率 $\frac{1}{100}$

税額

所得金額総額 $(69+70)$ 又は別表5②

年400万円以下の金額

年400万円を超え年800万円以下の金額

年800万円を超える金額

計 $29+30+31$

軽減税率不適用法人の金額

付加価値額総額

付加価値額

資本金等の額総額

資本金等の額

収入金額総額

収入金額

合計事業税額 $32+33+37+39$ 又は $33+39+37+39$

事業税の特定寄附金税額控除額

差引事業税額 $40-41-42-43$

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

所得割

資本割

収入割

④のうち見込納付額

摘要

課税標準

税率 $\frac{1}{100}$

税額

所得割に係る特別法人事業税額

収入割に係る特別法人事業税額

合計特別法人事業税額 $(54+55)$

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額

既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額

この申告により納付すべき特別法人事業税額 $58-59-60$

差引

所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))

加算
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額

損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額

減算
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額

仮計 $64+65+66-67-68$

繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

還付請求
中間納付額

資本金の額(外貨)

資本準備金の額(外貨)

資本剰余金の額(外貨)

前事業年度の法人区分

イに掲げる法人

(道府県民税)

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

(使途秘匿税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

還付法人税額等の控除額

退職年金等積立金に係る法人税額

課税標準となる法人税額 $①+②-③+④$

2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額

法人税割額 $(⑤又は⑥\times\frac{1}{100})$

道府県民税の特定寄附金税額控除額

税額控除超過額相当額の加算額

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税制額の控除額

差引法人税割額 $⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫$

既に納付の確定した当期分の法人税割額

租税条約の実施に係る法人税制額の控除額

この申告により納付すべき法人税制額 $⑬-⑭-⑮$

均等割

既に納付の確定した当期分の均等割額

この申告により納付すべき均等割額 $⑮-⑯$

この申告により納付すべき道府県民税額 $⑯+⑰$

㉑のうち見込納付額

差引 $㉑-㉒$

特別区分の課税標準額

同上に対する税額 $㉔\times\frac{1}{100}$

市町村分の課税標準額

同上に対する税額 $㉖\times\frac{1}{100}$

道府県民税の申告書の種類

青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

銀行

口座番号(普通・当座)

支店

イに掲げる法人

第六号様式(提出用)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

[別紙二]

署
与
税
理
士
名

(電話)

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙六]

受付印

令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 申告年月日

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) (ふりがな) 代表者氏名 経理責任者氏名 事業種目

期末現在の資本金の額(解散日現在の額) 兆 十億 百万 千 円 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額) 兆 十億 百万 千 円 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆 十億 百万 千 円

法第72条の2第1項第1号(1)又は(2)による加算後の額 兆 十億 百万 千 円 期末現在の資本等の額 兆 十億 百万 千 円

法人区分 イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書※

(事業税) 法第七十二条に掲げる事業 第一号に掲げる事業 所得割 課税標準 税率(%) 税額

所得金額総額別表5(3) 28 兆 十億 百万 千 円 税額 兆 十億 百万 千 円

年400万円以下の金額 29 000 000 00

年400万円を超え年800万円以下の金額 30 000 000 00

年800万円を超える金額 31 000 000 00

計 29+30+31 32 000 000 00

軽減税率不適用法人の金額 33 000 000 00

付加価値額総額 34 兆 十億 百万 千 円

付加価値額 35 000 000 00

資本等の額総額 36 兆 十億 百万 千 円

資本等の額 37 000 000 00

収入金額総額 38 兆 十億 百万 千 円

収入金額 39 000 000 00

所得割 所得金額総額別表5(3) 40 兆 十億 百万 千 円

所得金額 41 000 000 00

付加価値額総額 42 兆 十億 百万 千 円

付加価値額 43 000 000 00

資本等の額総額 44 兆 十億 百万 千 円

資本等の額 45 000 000 00

収入金額総額 46 兆 十億 百万 千 円

収入金額 47 000 000 00

合計事業税額(32又は33+36+37+39+41+43+45+47) 48 00 00 令和6年改正法則第8条第2項の控除額 49 00 00

事業税の特定寄附金税額控除額 50 仮装経理に基づく事業税額の控除額 51

差引事業税額 52 00 既に納付の確定した当期分の事業税額 53 00

租税条約の実施に係る事業税額の控除額 54 この申告により納付すべき事業税額(51-53) 55 00

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業 56 所得割 00 付加価値割 57 00

資本割 58 00 収入割 59 00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 60 所得割 00 付加価値割 61 00

資本割 62 00 収入割 63 00

55のうち見込納付額 64 差引 65 00

摘要 課税標準 税率(%) 税額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 66 00 00

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 67 00 00

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 68 00 00

合計特別法人事業税額 66+67+68 69 00 00

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 70 差引特別法人事業税額 71 00

既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 72 00 租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 73

この申告により納付すべき特別法人事業税額 74 00 75のうち見込納付額 75

差引 76 77

資本金の額(外貨) 資本準備金の額(外貨) 資本剰余金の額(外貨) 前事業年度の法人区分 イに掲げる法人

均等割額 17 月 18 兆 十億 百万 千 円

既に納付の確定した当期分の均等割額 19 00 00

この申告により納付すべき均等割額 18-19 20 00 00

この申告により納付すべき道府県民税額 16+20 21 00 00

21のうち見込納付額 22

差引 21-22 23

特別区分の課税標準額 24 000 00

同上に対する税額 24×17/12 25

市町村分の課税標準額 26 000 00

同上に対する税額 26×17/12 27

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) 77

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 78

還付請求 中間納付額 79

還付を受けようとする金融機関及び支払方法 口座番号(普通・当座) 銀行 支店

法人税の期末現在の資本金等の額 兆 十億 百万 千 円

法人税の当期の確定税額

決算確定の日 . . 解散の日 . .

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無

法人税の申告書の種類 青色・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間 . .

翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無

関与税理士名 (電話)

[illegible]

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名									
（事業税）	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額		78	兆 十億 百万 千 円			
	所得割		65	兆 十億 百万 千 円				00	付加価値割		66	兆 十億 百万 千 円			
	資本割		67					00	収入割		68				
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額		80				
	所得割		69	兆 十億 百万 千 円				00	付加価値割		70	兆 十億 百万 千 円			
	資本割		71					00	収入割		72				
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額		81				
	所得割		69	兆 十億 百万 千 円				00	付加価値割		70	兆 十億 百万 千 円			
	資本割		71					00	収入割		72				
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額		82				
	所得割		69	兆 十億 百万 千 円				00	付加価値割		70	兆 十億 百万 千 円			
	資本割		71					00	収入割		72				
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額		83				
	所得割		69	兆 十億 百万 千 円				00	付加価値割		70	兆 十億 百万 千 円			
	資本割		71					00	収入割		72				
⑥⑩のうち見込納付額								76	差引		77				
								仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額		87					
								差引特別法人事業税額		88					
								既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		89					
								租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		90					
								この申告により納付すべき特別法人事業税額		91					
								⑨⑩のうち見込納付額		92					
								差引		93					

第六号様式（その3）次葉（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（特別法人事業税）
（第三条・第五条・第十条の二関係）

受付印

令和 年 月 日

※処理事項

令和 年 月 日

確定

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

法人番号

申告年月日

年 月 日

殿

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

(ふりがな)

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

法人名

前期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

(ふりがな)

代表者名

経理責任者
氏 名

兆 十億 百万 千 円

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の道府県民税の予定申告書

※

事業税										道府県民税									
前事業年度の事業税額 (⑫の金額)										前事業年度の法人税割額 (⑬の金額)									
所得割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										①									
付加価値割額 (⑭× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										②									
資本割額 (⑮× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										③									
収入割額 (⑯× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)										④									
特別 業 法 人 税	前事業年度の特別法人事業税額 (⑰)									⑤									
	特別法人事業税額 (⑱× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)									⑥									
	予定申告税額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉓)									⑦									
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額										⑧									
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉔-㉕										⑨									
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										均等割額									
摘 要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額			円× $\frac{㉖}{12}$			兆 十億 百万 千 円					
所得割	所得金額総額 ㉖		兆 十億 百万 千 円																
	所得金額 ㉗		兆 十億 百万 千 円																
付加価値割	付加価値額総額 ㉘		兆 十億 百万 千 円																
	付加価値額 ㉙		兆 十億 百万 千 円																
資本割	資本金等の額総額 ㉚		兆 十億 百万 千 円																
	資本金等の額 ㉛		兆 十億 百万 千 円																
収入割	収入金額総額 ㉜		兆 十億 百万 千 円																
	収入金額 ㉝		兆 十億 百万 千 円																
合 計 事 業 税 額 ㉖+㉘+㉚+㉜										⑩									
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額										⑪									
事業税の特定寄附金税額控除額										⑫									
仮装経理に基づく事業税額の控除額										⑬									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										⑭									
納付すべき事業税額 ㉖-㉙-㉚-㉜-㉝										⑮									
⑫の内 訳	所得割 ㉖		兆 十億 百万 千 円			付加価値割 ㉘													
	資本割 ㉚					収入割 ㉜													
摘 要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額			兆 十億 百万 千 円								
所得割に係る特別法人事業税額 ㉗		兆 十億 百万 千 円			0 0														
収入割に係る特別法人事業税額 ㉙					0 0														
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (㉗+㉙)										⑯									
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額										⑰									
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額										⑱									
納付すべき特別法人事業税額 ㉗-㉙-㉝										⑲									
備考																			

この申告の期間		：		：	
前事業年度の期間		：		：	
通算親法人の事業年度の期間		：		：	
関与税理士 署 名		(電話)			

第六号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格 A 4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙十八]

受付印

令和 年 月 日

殿

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)

法人名

(ふりがな)

代表者氏名

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

兆

十億

百万

千

円

※処理事項

令和 年 月 日

確定

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の

道府県民税
特別法人事業税

の予定申告書

※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (55の金額)	⑧	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (53の金額)	①	兆	十億
所得割額 (56× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (57× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩						00
資本割額 (58× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
収入割額 (59× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④		00
所得割額 (60× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (61× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭						00
資本割額 (62× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮						00
収入割額 (63× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯						00
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (70の金額)	⑰					00
	特別法人事業税額 (17× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑱					00
予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑲					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		⑳					00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲－㉑		㉑					00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉒					
備考							
関与税理士署名		(電話)					

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十二]

事業年度

・
・

法人名

事業税	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細									
	摘 要		課 税 標 準				税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		兆 十億 百万 千 円 ()					
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円								法人税割額	24							
		所 得 金 額	35							兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額	25							
	付加価値割	付加価値額総額	36									税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	26							
		付 加 価 値 額	37							兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	27							
	資本割	資本金等の額総額	38									外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	28							
		資 本 金 等 の 額	39							兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29							
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										租税条約の実施に係る法人税割額の控除額									
収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円								納付すべき法人税割額	31								
	収 入 金 額	41							兆 十億 百万 千 円		24-25+26-27-28-29-30 31のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	32								
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業										差 引 法 人 税 割 額 31-26-32										
所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円																	
	所 得 金 額	43							兆 十億 百万 千 円											
付加価値割	付加価値額総額	44																		
	付 加 価 値 額	45							兆 十億 百万 千 円											
資本割	資本金等の額総額	46																		
	資 本 金 等 の 額	47							兆 十億 百万 千 円											
収入割	収入金額総額	48																		
	収 入 金 額	49							兆 十億 百万 千 円											
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49							50													
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額							51													
事業税の特定寄附金税額控除額							52													
仮装経理に基づく事業税額の控除額							53													
租税条約の実施に係る事業税額の控除額							54													
納付すべき事業税額 50-51-52-53-54							55													
55の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																			
	所得割	56	兆 十億 百万 千 円				付加価値割		57	兆 十億 百万 千 円										
		資 本 割	58					収 入 割		59										
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	60	兆 十億 百万 千 円				付加価値割		61	兆 十億 百万 千 円										
		資 本 割	62					収 入 割		63										
特別法人事業税	摘 要		課 税 標 準				税率 (100)		税 額											
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		64				兆 十億 百万 千 円		0.0											
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		65						0.0											
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		66						0.0											
	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (64+65+66)							67												
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							68												
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額							69												
	納付すべき特別法人事業税額 67-68-69							70												

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

受付印

令和 年 月 日

※処理事項

令和 年 月 日

確定

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)

法人名

(ふりがな)

代表者名

経理責任者
氏 名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税

道府県民税

※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (64の金額)	⑧	兆	十億 百万 千 円	前事業年度の法人税割額 (56の金額)	①	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆	十億 百万 千 円	予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	②		00
付加価値割額 (66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩		00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
資本割額 (67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪		00		この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆	十億 百万 千 円	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円× $\frac{⑤}{12}$	⑤		月
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					⑥	兆	十億 百万 千 円
所得割額 (69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬		00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦		00
付加価値割額 (70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭		00		この申告の期間		
資本割額 (71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮		00	前事業年度の期間			
収入割額 (72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯		00	通算親法人の事業年度の期間			
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (87の金額)	⑳		00	備考			
	特別法人事業税額 (20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉑		関与税理士 署 名			
予定申告税額 (⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱)	㉒		00	(電話)			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓		00				
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔		00				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕						

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十四]

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名															
前事業年度の事業税額の明細							前事業年度の法人税割額の明細														
摘 要		課 税 標 準		税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		②6 ($\frac{\quad}{\quad}$)		兆 十億 百万 千 円									
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																					
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円						法 人 税 割 額	②7											
	所 得 金 額	③8					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額	②8											
付加価値割	付加価値額総額	③9							税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	②9											
	付 加 価 値 額	④0					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	③0											
資本割	資本金等の額総額	④1							外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	③1											
	資 本 金 等 の 額	④2					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③2											
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業							租税条約の実施に係る法人税割額の控除額							③3							
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額	③4											
	収 入 金 額	④4					兆 十億 百万 千 円		③4-②8+②9-③1-③2-③3 ③4のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	③5											
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業							差 引 法 人 税 割 額							③6							
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円						前事業年度の特別法人事業税額の明細												
	所 得 金 額	④6					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦6	兆 十億 百万 千 円		00								
付加価値割	付加価値額総額	④7							同上に対する特別法人事業税額 ($\frac{⑦6 \times}{100}$)	⑦7											
	付 加 価 値 額	④8					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦8			00								
資本割	資本金等の額総額	④9							同上に対する特別法人事業税額 ($\frac{⑦8 \times}{100}$)	⑦9											
	資 本 金 等 の 額	⑤0					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧0			00								
収入割	収入金額総額	⑤1							同上に対する特別法人事業税額 ($\frac{⑧0 \times}{100}$)	⑧1											
	収 入 金 額	⑤2					兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧2			00								
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業							同上に対する特別法人事業税額 ($\frac{⑧2 \times}{100}$)							⑧3							
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円						合計特別法人事業税額 ($\frac{⑦7 + ⑦9 + ⑧1 + ⑧3}{100}$)	⑧4											
	付 加 価 値 額	⑤4					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	⑧5											
資本割	資本金等の額総額	⑤5							租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧6											
	資 本 金 等 の 額	⑤6					兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 ⑧4-⑧5-⑧6	⑧7											
収入割	収入金額総額	⑤7																			
	収 入 金 額	⑤8					兆 十億 百万 千 円														
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8							⑤9														
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額							⑥0														
事業税の特定寄附金税額控除額							⑥1														
仮装経理に基づく事業税額の控除額							⑥2														
租税条約の実施に係る事業税額の控除額							⑥3														
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2-⑥3							⑥4														
⑥4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																				
	所得割	⑥5	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑥6	兆 十億 百万 千 円														
	資本割	⑥7			収入割	⑥8															
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																				
	所得割	⑥9	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	⑦0	兆 十億 百万 千 円														
	資本割	⑦1			収入割	⑦2															
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																				
					付加価値割	⑦3	兆 十億 百万 千 円														
資本割	⑦4	兆 十億 百万 千 円		収入割	⑦5																

第6号様式別表4の4記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この記載要領において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))以外の法人のうち法附則第8条の3の4第1項の規定による読替え前の法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日)における金額を記載すること。なお、当該他の法人が外国法人である場合には、「所在地」の欄にその所在地国を併記し、「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄の下欄にそれぞれ資本金の額又は出資金の額並びに資本金の額及び資本剰余金の額の合算額について外国通貨により表示した場合の金額を記載すること。
- 4 「法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度」の欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度(当該最後に終了した当該他の法人の事業年度がない場合には、当該他の法人の設立後最初の事業年度)を記載すること。
- 5 「1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算」の各欄は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に規定する場合において、当該法人が同号ロ(1)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載すること。
- 6 「認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細」の各欄は、当該法人が法附則第8条の3の4第1項の規定により法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の規定を読み替えて適用する場合に記載すること。
- 7 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人にあっては、対象法人又は五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第6条第1項に規定する書類を添付すること。

令和6年改正法附則第8条第2項の
控除額に関する計算書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙十二の二〕

1. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る計算

摘 要			課 税 標 準 額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比 較 法 人 事 業 税 額	
				税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得 割	所得金額総額 第6号様式②8、第6号様式（その2）②8又は第6号様式（その3）②8	①	円				
	年400万円以下の金額	②	000				円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③	000				00
	年800万円を超える金額	④	000				00
	計 ②＋③＋④	⑤	000				00
付加価値 割	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式③3、第6号様式（その2）③3又は第6号様式（その3）③3	⑥	000		円 00		00
	付加価値額総額 第6号様式④4、第6号様式（その2）④4又は第6号様式（その3）④4	⑦					
資本 割	付加価値額 第6号様式⑤5、第6号様式（その2）⑤5又は第6号様式（その3）⑤5	⑧	000		円 00		
	資本金等の額総額 第6号様式⑥6、第6号様式（その2）⑥6又は第6号様式（その3）⑥6	⑨					
	資本金等の額 第6号様式⑦7、第6号様式（その2）⑦7又は第6号様式（その3）⑦7	⑩	000		円 00		
	仮計		(⑥+⑧+⑩)又は⑤若しくは⑥		⑪	00	円 00

2. 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る計算

摘 要			課 税 標 準 額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比 較 法 人 事 業 税 額	
				税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得 割	所得金額総額 別表5⑤5	⑫	円				
	所得金額	⑬	000				円 00
付加価値 割	付加価値額総額 第6号様式（その2）⑫2又は第6号様式（その3）⑫2	⑭					
	付加価値額 第6号様式（その2）⑬3又は第6号様式（その3）⑬3	⑮	000		円 00		
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式（その2）⑭4又は第6号様式（その3）⑭4	⑯					
	資本金等の額 第6号様式（その2）⑮6又は第6号様式（その3）⑮6	⑰	000		円 00		
収入 割	収入金額総額 第6号様式（その2）⑯6又は第6号様式（その3）⑯6	⑱					
	収入金額 第6号様式（その2）⑰7又は第6号様式（その3）⑰7	⑲	000		円 00		円 00
仮計			(⑮+⑰+⑲)又は(⑬+⑲)		⑳	00	00

3. 控除額の計算

差引	(⑪の(イ))－(⑪の(ロ))＋(㉔の(イ))－(㉔の(ロ))	㉑	円 00
控除額	(㉑×2/3)又は(㉑×1/3)	㉒	00

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の2第1項第1号ロ又は第3号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。
また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、当該税率によること。
- 3 「控除額^㉒」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引^㉑」の欄の金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)
 - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引^㉑」の欄の金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)

比較法人事業税額を計算する場合の
欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書
(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人 名	
控除前所得金額 別表5②	①	円 損金算入限度額 ①× $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	② 円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失欠損金額③	当期控除額④ (当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の③の合計額)のうち少ない金額) 翌期繰越額⑤ (③-④)
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		円
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
計			
当 期 分	欠損金額・災害損失欠損金額		
同上 のうち	欠 損 金 額		円
	災 害 損 失 欠 損 金 額		
合 計			
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算			
災 害 の 種 類		災 害 の や ん だ 日 又 は や む を 得 な い 事 情 の や ん だ 日	・ ・
当 期 の 欠 損 金 額 ⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧) ⑨	円
災害により生じた損 失の額 ⑦		繰越控除の対象とな る欠損金額(⑥と⑨ のうち少ない金額) ⑩	
保険金又は損害賠償 金等の額 ⑧			

第六号様式別表五の八(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

※この様式は、第6号様式別表9とは異なりますので御留意ください。

第6号様式別表5の8記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項に規定する比較法人事業税額を算定するため、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとするときに記載し、第6号様式別表5の7に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)第1条の規定による改正前の政令(以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。)第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- 2 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算をして記載すること。
- 3 「控除前所得金額①」の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)(以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により損金に算入する金額を控除した金額を記載すること。
- 4 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度(法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度をいう。)に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。
- 5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 令和8年3月31日以前に開始する事業年度については、直前に提出した法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表9の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされる金額を含めて記載すること。
 - (3) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第4項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、法人税法第57条第5項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。
- 6 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和5年旧措置法」という。)第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける場合における「当期控除額④(当該事業年度の③と(②－当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額)」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。
 - (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに同条第2項に規定する超過控除対象額を含めて記載すること。
- 7 「翌期繰越額⑤」の欄は、法人税法第59条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により計算した金額を記載すること。

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

			事業年度	・ ・		法人名						
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無			有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細							
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度		控除未済外国税額等 ^⑯		当期控除額 ^⑰		翌期繰越額 ^⑱ ^{⑯－⑰}	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					・ ・		道民府県税	円	円			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑦) ^①		円		・ ・	市民町村税						
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑲) ^②				・ ・	道民府県税						
	計 ①+② ^③				・ ・	市民町村税						
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑦又は同表の①+同表の②+同表の③)) ^④				・ ・	道民府県税						
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ^⑤				・ ・	市民町村税						
	道府県民税の控除限度額 (別表1の④) ^⑥				・ ・	道民府県税						
	市町村民税の控除限度額 (別表1の⑤) ^⑦				・ ・	市民町村税						
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳は上段に、㉑は下段に) ^⑧		⑴ ⑵		・ ・	道民府県税						
	計 (⑥+⑧⑴は上段に、⑦+⑧⑵は下段に) ^⑨				・ ・	市民町村税						
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ^⑩		⑴ ⑵		・ ・	道民府県税						
	⑩又は当初申告税額控除額 ^⑪		⑴ ⑵		計 ^⑴ ^⑱ ^⑵	道民府県税						
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ^⑫		⑴ ⑵		市民町村税								
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ^⑬		⑴ ⑵		当期分		道民府県税						
当期分として算定した法人税割額 ^⑭ 若しくは ^⑮ 又は第6号様式の⑦－⑧+⑨－⑩、第6号様式(その2)の⑦－⑧+⑨－⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧+⑨－⑩ ^⑬					市民町村税							
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 ^⑮ 若しくは ^⑯ (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は ^⑰ 及び ^⑱					道民府県税							
					市民町村税							
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細												
事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ^⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ^⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等 ^㉑ 又は ^㉒ のうち少ない額 ^㉓	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ^㉔	各市町村ごとに算定した法人税割額 ^㉕	各市町村ごとに控除する外国税額等 ^㉖ 又は ^㉗ のうち少ない額 ^㉘		
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円		
	小計			㉙				㉚				
特別区				㉛((㉜⑴)+㉜⑵+㉜⑶)－㉜⑸				㉜((㉜⑴)+㉜⑵+㉜⑶)－㉜⑸				
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝			
				控除未済繰越額 ^{㉙－㉛ ㉞}				控除未済繰越額 ^{㉜－㉝ ㉞}				

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙二十八〕

事業年度	・ ・	法人名	
------	--	-----	--

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	防衛特別法人税の控除限度額 ③		
	道府県民税の控除限度額 ④		
	市町村民税の控除限度額 ⑤		
	計 ①+②+③+④+⑤ ⑥		
当期の控除対象外国税額 ⑦		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑫ ⑦-⑥	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）
別紙三十

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事 業 年 度			・ ・ ・ ・		法 人 名					
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無		政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無			有 ・ 無		
控除する金額の計算										
所得税等の額 ①			円		国税の控除額 ③ + ④ + ⑤ ⑥			円		
控除対象所得税額等相当額 ②					控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額は上段に、⑥と⑧の合計額を超える額は下段に ⑦			(イ) (ロ)		
法人税の控除額 ③					道府県民税の法人税割額 ②② ⑧					
地方法人税の控除額 ④					市町村民税の法人税割額 ②⑤ ⑨					
防衛特別法人税の控除額 ⑤					控除する金額(⑦(イ)若しくは⑧のうち少ない額又は②③は上段に、⑦(ロ)若しくは⑨のうち少ない額又は②⑥は下段に) ⑩					
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細										
事 務 所 又 は 事 業 所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑪	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑫	各都道府県ごとに控除する金額 (⑪又は⑫のうち少ない額) ⑬	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑭	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑮	各市町村ごとに控除する金額 (⑭又は⑮のうち少ない額) ⑯
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小	計		⑰				⑱		
特別区				⑲ (⑦(イ) - ⑰)				⑳ (⑦(ロ) - ⑱)		
合 計				㉑	㉒	㉓		㉔	㉕	㉖

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙二十四の五]

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号第4号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘 要			金 額
	収 入 金 額 の 総 額			円
		計	①	
	控 除 さ れ る 金 額			
		計	②	
	差 引 計 ①－②			③
	法附則第9条第7項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)			④
	法 附 則 第 9 条 第 7 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)			⑤
	法 附 則 第 9 条 第 9 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑥
	法 附 則 第 9 条 第 18 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑦
	法 附 則 第 9 条 第 19 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑧
	法 附 則 第 9 条 第 20 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑨
	法 附 則 第 9 条 第 21 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑩
	法 附 則 第 9 条 第 22 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑪
	法 附 則 第 9 条 第 24 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑫
	法 附 則 第 9 条 第 26 項 の 規 定 に よ る 控 除 額			⑬
	計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫－⑬			⑭

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十四]

収入金額に関する計算書

事業年度

・
・

法人名

課 税 計 標 準 算	保険の種類	収 入 金 額		率	課 税 標 準
	個 人 保 険①	円		$\frac{24}{100}$	円
	貯 蓄 保 険②			$\frac{7}{100}$	
	団 体 保 険③			$\frac{16}{100}$	
	団 体 年 金 保 険④			$\frac{5}{100}$	
合 計 ①+②+③+④ ⑤					
収 入 金 額 に 関 す る 明 細 書					
概 要		収入保険料 ⑥ 円	再保険料又は 控除給付金 ⑦ 円	法附則第9条 第8項の控除 収入保険料 ⑧ 円	差引収入保険料 ⑥-⑦-⑧ ⑨ 円
個 人 保 険					
	計				
貯 蓄 保 険					
	計				
団 体 保 険					
	計				
団 体 年 金 保 険					
	計				
合 計					

第六号様式別表七 (用紙日本産業規格A4)

(第五条関係)

〔別紙十六〕

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
		法人番号					
		事 年	業 度	令 和 令 和	年 年	月 月	日 から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人										
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③		人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②						期末の総従業員数	④		
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人										
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人			
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮－同表⑩)／同表⑮	⑬		%
差引 ⑤－⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人			
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑯／同表⑮) 又は (⑦×別表5の2の2⑰／同表⑰)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭		人
再差引 ⑦－⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮		
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩									
課税標準の特例に係る控除額 ㉑	⑪									
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫									

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係						
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑯	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	㉔	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						法附則第9条第3項から第6項まで及び第17項並びに令和8年改正法附則第6条第2項関係						
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑨－⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉗					
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 ㉑＋㉒	㉒						総資産価額	㉙					
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は (㉖×㉘／㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第23項又は第25項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉕	㉛	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜					
							法附則第9条第23項又は第25項に係る額 (㉛－㉜)又は (㉛－㉜×1/2)	㉝					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉞	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉟		人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㉟／㊱	㉟						期末の総従業員数	㊱		
差引 ㉞－㉟	㊱						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊱／㊱	㊱						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㊱		人
控除額計 ㉟＋㊱	㊱						国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㊱		

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

別紙十二